平成２８年（フ）第１６３６号
福岡市西区姪浜駅南３丁目11番19―102号
債務者　上野　美玖
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６６１号
福岡市南区大楠３丁目２番18―307号
債務者　吉田　鉄男
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６６４号
福岡市中央区薬院１丁目10番15―303号
債務者　宇野麻里子（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６６７号
福岡市南区大橋１丁目20番３―203号
債務者　松本　和恵
1　決定年月日時　平成28年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２３４号
佐賀市大和町大字久池井818番地12
債務者　菖蒲　敏子
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７１号
茨城県龍ケ崎市２番地41　(821)
債務者　糸井美津代
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
茨城県取手市藤代555番地３　コーポクラショウ２－Ｅ
債務者　鈴木　純子
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
茨城県守谷市立沢2054番地
債務者　竹内　海人
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
茨城県取手市米ノ井126番地85、前住所茨城県取手市野々井1019番地３
債務者　村岡　吏可
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６８号
茨城県取手市戸頭1214番地
債務者　菊地　　誠
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６９号
茨城県取手市戸頭1214番地
債務者　菊地きみ子
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第２７３号
山梨県甲府市上町306番地８、前住所山梨県中央市若宮５番地３
債務者　清水　載子
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３８７０号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目８番21号　村田マンション　207号
債務者　岡本　将紀
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８７１号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目８番21号　村田マンション　207号
債務者　岡本　里香
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８７３号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目８番21号　村田マンション　201号室
債務者　中佐　　聡
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８７４号
大阪府東大阪市稲田本町１丁目８番21号　村田マンション　201号室
債務者　中佐真由美
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９１４号
大阪市阿倍野区阪南町１丁目３番16号　ヴィレッジリバー阿倍野703号
債務者　神崎貴代子
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部